

訓練生災害見舞金支給規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第34号

訓練生災害見舞金支給規則

訓練生災害見舞金支給規則（昭和40年岩手県規則第57号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、職業能力開発校及び県の委託を受けた訓練を行う訓練施設（以下「職業能力開発校等」という。）の行う職業訓練（以下「訓練」という。）を受ける者（以下「訓練生」という。）が、職業能力開発校等の管理下における訓練上又は通所途上（以下「訓練上又は通所途上」という。）において負傷し、疾病にかかり、障害を残し、又は死亡した場合（以下「負傷等をした場合」という。）における訓練生の援護のための災害見舞金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において「職業能力開発校」とは、職業能力開発校条例（昭和51年岩手県条例第25号）第2条の表の左欄に掲げる職業能力開発校及び産業技術短期大学校条例（平成8年岩手県条例第29号）第1条の表の左欄に掲げる産業技術短期大学校をいう。

2 この規則において、「通所途上」とは、訓練生が訓練を受けるため、住居と職業能力開発校等との間を合理的な経路及び方法により往復する過程をいい、往復の経路を途中で逸脱し、又は往復を中断した場合における当該逸脱又は中断の間及びその後の往復の過程を除く。ただし、当該逸脱又は中断が、日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為をやむを得ない理由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

3 この規則において「疾病」とは、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第35条又は労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）第18条の4に規定する疾病に準ずるものをいう。

（支給の範囲）

第3条 災害見舞金は、訓練生が訓練上又は通所途上において負傷等をした場合に支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を支給しないことができる。

- （1） 訓練生が、故意に負傷、疾病、障害若しくは死亡又はその直接の原因となった事故を生じさせたとき。
- （2） 訓練生が、故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなく療養に関する指示に従わないことにより、負傷、疾病、障害若しくは死亡若しくはその直接の原因となった事故を生じさせ、又は負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたとき。

（災害見舞金の種類）

第4条 災害見舞金の種類は、次のとおりとする。

- （1） 療養見舞金
- （2） 傷病見舞金
- （3） 障害見舞金
- （4） 打切見舞金
- （5） 死亡見舞金

（支給対象者）

第5条 療養見舞金、傷病見舞金及び障害見舞金（以下この項において「療養見舞金等」という。）は、訓練上又は通所途上において負傷し、疾病にかかり、又は障害を残した訓練生（療養見舞金等の支給を受けている訓練生が、療養の途中において訓練を修了し、又は職業能力開発校を退所した場合（当該訓練生に係る訓練の委託が解除され、当該訓練を受けないこととなった場合を含む。）において、療養見舞金等の支給を要する事由が存続する場合を含む。以下同じ。）に対して支給する。

2 打切見舞金は、訓練上において負傷し、又は疾病にかかった訓練生に対して支給する。

3 死亡見舞金は、訓練生が訓練上又は通所途上において死亡した場合（訓練上又は通所途上の負傷又は疾病に起因する死亡を含む。）において当該訓練生の遺族（以下「遺族」という。）に対して支給する。この場合において、死亡見舞金の支給を受けるべき者の範囲及び順位については、労働基準法施行規則第42条から第45条までの規定の例による。

（療養見舞金）

第6条 療養見舞金は、訓練生が訓練上又は通所途上において負傷し、又は疾病にかかった場合に支給する。ただし、同一人に係る同一の負傷又は疾病に関し、その療養の開始後3年（療養を中断した期間を除く。以下同じ。）を経過した日以後の療養に要した費用については、支給しない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、療養見舞金の支給対象となる災害が職業能力開発校等の過失に起因する場合その他訓練生への継続した援護が必要と判断した場合は、その療養の開始後3年を経過した場合であっても、療養見舞金を支給することができる。

3 療養見舞金の支給額は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第13条第2項各号に掲げる療養（同項第4号から第6号までに掲げる療養については、知事がやむを得ないと認めるものに限る。）に要する費用について、同条第3項の規定に基づいて厚生労働大臣が定めるところにより算定して得た額（当該定めがない場合にあっては、現に要した費用の範囲内で知事が必要と認める額）とする。ただし、現に療養に要した費用の額を超えないものとする。

（傷病見舞金）

第7条 傷病見舞金は、訓練生であって、次の各号のいずれかに該当する者が訓練上又は通所途上において負傷し、又は疾病にかかり、療養のために訓練を受けることができなかつた日について支給する。

（1）次に掲げる給付金（以下「訓練手当等」という。）のいずれかの支給を受ける者

ア 雇用対策法（昭和41年法律第132号）第18条第2号の給付金

イ 雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）附則第2条第1項第2号に規定する者に対する給付金

ウ 駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和33年法律第158号）第10条の3の給付金

エ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第80条の給付金

（2）次に掲げる給付（以下「雇用保険基本手当等」という。）のいずれかの支給を受ける者

ア 雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定による基本手当その他の給付金

イ 国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第10条の退職手当

ウ ア又はイに相当する手当であって、地方公共団体が支給するもの

2 前項の規定にかかわらず、訓練手当等及び雇用保険基本手当等の支給を受ける日については、傷病見舞金は支給しない。ただし、雇用保険基本手当等のうちいずれかの給付の支給を受ける場合であって、その受ける給付の日額が傷病見舞金の日額に満たないときは、その差額を支給する。

3 傷病見舞金の支給日数は、訓練上又は通所途上における負傷又は疾病の療養のために訓練を受けることができなくなった日から14日を経過した日（雇用保険基本手当等の延長給付を受ける者であって、訓練上又は通所途上における負傷又は疾病の療養のために訓練を受けることができなかつた日が継続して14日を超えることにより、当該14日の期間内において雇用保険基本手当等が支給されないこととなるものについては、当該雇用保険基本手当等が支給されなくなった日）を起算日として60日の期間内にある第1項又は前項の支給要件を満たす日の日数とする。

4 傷病見舞金の支給額は、第11条第2項の支給額の算定の基礎となる額に第1項又は第2項の支給日数を乗じて得た額とする。

（障害見舞金）

第8条 障害見舞金は、療養見舞金の支給を受けている訓練生の負傷若しくは疾病が治癒した場合又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った場合（次項において「治癒等の場合」という。）において、労働基準法施行規則別表第2の身体障害等級表（以下「等級表」という。）の身体障害の欄に掲げる障害が身体に存する場合に支給する。

2 障害見舞金の支給日数は、治癒等の場合において身体に存する等級表の身体障害の欄に掲げる障害の程度に応じ、等級表の等級の欄に規定する日数とする。

- 3 身体に2以上の身体障害が存する場合における障害見舞金の支給日数は、それぞれの身体障害に応ずる等級表の等級の欄のうち、重い障害の等級によるものとする。
- 4 次の各号に掲げる場合における障害見舞金の支給日数は、前2項の規定による障害の等級をそれぞれ当該各号に掲げる等級だけ繰り上げた等級表の等級の欄に規定する日数による。ただし、それぞれの身体障害に応ずる等級による障害見舞金の支給日数を合算した支給日数を超えることはできないものとする。
- (1) 等級表の第13級以上に該当する身体障害が2以上あるとき 1級
- (2) 等級表の第8級以上に該当する身体障害が2以上あるとき 2級
- (3) 等級表の第5級以上に該当する身体障害が2以上あるとき 3級
- 5 等級表の身体障害の欄に掲げるもの以外の身体障害が存する場合の等級は、その身体障害の程度に応じ、等級表の身体障害の欄に掲げる障害に準じた等級による支給日数とする。
- 6 既に身体障害のある訓練生が、訓練上又は通所途上における負傷又は疾病によって同一部位について障害の程度を加重した場合の障害見舞金の支給日数は、その加重された障害の該当する障害見舞金の支給日数から、既にあった障害の該当する障害見舞金の支給日数を差し引いた日数をもって障害見舞金の支給日数とする。
- 7 障害見舞金の支給額は、第11条第1項の支給額の算定の基礎となる額に第2項から前項までの規定により算定された支給日数を乗じて得た額とする。

(打切見舞金)

第9条 打切見舞金は、訓練生の負傷又は疾病がその療養の開始後3年を経過しても当該負傷又は疾病が治癒しなかった場合（第6条第2項の規定により当該訓練生に対し療養見舞金を支給することとした場合を除く。）に支給し、その後はこの規則による災害見舞金の支給は行わないものとする。

2 打切見舞金の支給日数は、第1項の規定により療養見舞金を支給しないこととした日において、身体に存する等級表の身体障害の欄に掲げる障害の程度に応じ、等級表の等級の欄に規定する日数とする。ただし、療養見舞金を支給しないこととした日後において身体に他覚症状が存する場合その他の等級表の等級の欄の第14級に満たない障害が存する場合における支給日数は、等級表の第14級に掲げる日数とすることができる。

3 前条第3項から第6項までの規定は、前2項の規定による打切見舞金の支給について準用する。

4 打切見舞金の支給額は、第11条第1項の支給額の算定の基礎となる額に前2項の規定により算定された支給日数を乗じて得た額とする。

(死亡見舞金)

第10条 死亡見舞金の支給日数は、1,060日とする。

2 死亡見舞金の支給額は、第11条第1項の支給額の算定の基礎となる額に前項の支給日数を乗じて得た額とする。

(災害見舞金の基礎額)

第11条 障害見舞金、打切見舞金及び死亡見舞金の支給額の算定の基礎となる額は、労働者災害補償保険法施行規則第9条第1項第5号に規定する自動変更対象額（以下「自動変更対象額」という。）とする。ただし、次に掲げる額が自動変更対象額を超える場合にあっては、その額とする。

(1) 訓練手当等の支給を受ける者については、その者の受けるべき訓練手当等のうち基本手当の額

(2) 雇用保険基本手当等の支給を受ける者については、その者が訓練手当等の支給を受けることができることとした場合に受けることとなる訓練手当等のうち基本手当の額

(3) 前2号以外の者については、訓練手当等のうち基本手当の最低の級地の額

2 傷病見舞金の支給額の算定となる基礎額は、前項第1号又は第2号に掲げる額とする。

(支給の制限)

第12条 訓練生が訓練上又は通所途上において負傷等をした場合において、訓練生又は遺族が損害賠償その他これに相当する給付の支給を受けたときは、その価額の限度において、この規則による災害見舞金は支給しない。

- 2 訓練生が訓練上又は通所途上において負傷し、又は疾病にかかったことについて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、労働者災害補償保険法その他の法令の規定により療養又は療養費の支給（法令の規定によらないこれらに相当するものを含む。）を受けたときは、その受けた限度において、この規則による災害見舞金は支給しない。

（支給の時期）

第13条 災害見舞金は、支給事由の発生した場合には、速やかに支給しなければならない。ただし、傷病見舞金の支給は、毎月1回とすることができる。

（支給の手続）

第14条 災害見舞金を受けようとする者は、次に掲げる申請書を関係職業能力開発校の長を経由して知事に提出しなければならない。

- （1）別に定める様式による療養見舞金支給申請書
- （2）別に定める様式による傷病見舞金支給申請書
- （3）別に定める様式による障害見舞金支給申請書
- （4）別に定める様式による打切見舞金支給申請書
- （5）別に定める様式による死亡見舞金支給申請書

2 職業能力開発校の長は、前項の申請書の提出があったときは、遅滞なく別に定める様式による現認証明書を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の申請書を受理した場合は、これを審査し、災害見舞金の支給の可否及び支給すべき災害見舞金の額を決定し、申請者に通知する。

（支給台帳）

第15条 知事は、災害見舞金の支給を行ったときは、別に定める様式による災害見舞金支給記録簿を備え付け、所要事項を記載するものとする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の訓練生災害見舞金支給規則の規定は、この規則の施行の日以後に支給事由（同日前に発生した訓練上の負傷又は疾病に係る同日以後における支給事由を含む。）が生じた災害見舞金について適用する。